五　当該熱回収施設を廃止、若しくは休止し、又は休止した当該熱回収施設を再開したときは、次に掲げる事項
イ　廃止、休止又は再開の理由
ロ　廃止、休止又は再開の年月日
六　当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の変更をしたときは、次に掲げる事項
イ　変更の内容
ロ　変更の理由
ハ　変更の年月日
2　前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一　当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の能力又は当該設備の位置、構造等の設置に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
二　当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理に関する計画に変更があつた場合には、変更後の当該設備の維持管理に関する計画を記載した書類

（報告）

第五条の五の十一　法第九条の二の四第一項の認定を受けた者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における当該熱回収施設における熱回収に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　認定の年月日及び認定番号
三　第五条の五第一項第四号ハの算式により算定した当該一年間の熱回収率
2　前項の報告書には、同項第三号の熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

第五条の六の二を次のように改める。

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第五条の六の二　法第九条の三第六項の環境省令で定める事項は、第四条の五の二各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

第五条の六の二の次に次の三条を加える。

（維持管理の状況に関する情報の公表）

第五条の六の三　法第九条の三第六項の規定による一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から、当該日から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。
一　第四条の五の二第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日
二　第四条の五の二第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
三　第四条の五の二第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日
四　第四条の五の二第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第五条の六の四　法第九条の三第七項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。
一　記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。
イ　第四条の七第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日
ロ　第四条の七第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ハ　第四条の七第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日
ニ　第四条の七第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
二　記録は、備え置いた日から起算して三年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
三　閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

（記録する事項）

第五条の六の五　法第九条の三第七項の環境省令で定める事項は、第四条の七各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

第五条の七中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、「規定による」を削る。

第五条の八中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改める。

第五条の九から第五条の十の二までの規定中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改める。

第五条の十一及び第五条の十二中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削り、「損益計算書」の下に「、株主資本等変動計算書、個別注記表」を加える。

第六条の三を削る。

第六条の四中「規定による」を削り、同条第二号中「再生品の性状を」を「当該再生によつて得ようとする物（以下「再生品」という。）の性状を」に改め、同条を第六条の三とする。

第六条の五中「規定による」を削り、同条第二号中「第六条の三第一項第二号ハの規定により申請書に記載された」を「第六条の六の二第一号の事業計画に記載した」に改め、同条第十号中「又は」を「及び」に改め、同条を第六条の四とする。

第六条の六中「規定による」を削り、同条第三号中「第六条の三第一項第六号ニの規定により申請書に記載された」を「第六条の六の二第一号の事業計画に記載した」に改め、同条を第六条の五とする。

第六条の六の二中「第六条の五第四号」を「第六条の四第四号」に改め、同条を第六条の六とし、同条の次に次の二条を加える。

（一般廃棄物の再生利用の認定の申請に係る書類）

第六条の六の二　法第九条の八第二項の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。
一　次に掲げる事項を記載した事業計画
イ　事業計画の概要
ロ　当該申請に係る再生利用の内容に関する次に掲げる事項
(1)　再生利用を行う一般廃棄物の種類及び性状
(2)　再生の方法
(3)　再生品の種類及び性状並びに当該再生品を適合させようとしている日本工業規格その他の規格等の名称及び内容
(4)　再生品の利用方法並びに価格及び需要の見込み
(5)　事業の規模
ハ　当該再生に係る事務所及び事業場の所在地
ニ　法第七条第六項又は第十四条第六項の許可を受けている場合には、当該許可に係る事業の範囲
ホ　法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けている場合には、当該許可に係る施設の種類
ヘ　申請者が設置し、又は設置しようとする当該申請に係る再生利用の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項
(1)　施設の設置の場所
(2)　施設の種類
(3)　施設の処理能力
(4)　施設の位置、構造等の設置に関する計画
(5)　施設の維持管理に関する計画
(6)　施設を設置しようとする場合には、着工予定年月日及び使用開始予定年月日